

議案第84号

令和4年度宝塚市一般会計補正予算（第3号）

資料No.2 令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金事業について

1 目的

国のコロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」において、真に生活に困っている方々への支援措置の強化として、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の給付が盛り込まれたことから、対象者に対して給付金を支給する。

2 事業概要

(1) 支給額

対象となる世帯の児童一人につき、一律5万円を給付する。

(2) 対象となる世帯

【低所得のひとり親世帯】

- ① 令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けている者
- ② 公的年金等を受給しており、児童扶養手当の支給対象とならない者で、合計所得金額が児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る者
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している者と同じ水準となっている者

【その他低所得の子育て世帯】

- ④ 令和4年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の支給を受けている者であって、令和4年度分の住民税均等割が非課税である者
- ⑤ ④のほか、年度末までに18歳に達する児童（障害児については20歳未満）の養育者であって、以下のいずれかに該当する者
 - ア 令和4年度分の住民税均等割が非課税である者
 - イ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和4年度分の住民税非課税である者と同様の事情にあると認められる者

(3) 申請方法・支給時期・支給方法

- ① 対象となる世帯（2）①については、プッシュ型支給対象者として市が把握している児童扶養手当の入金口座に令和4年6月末までに支給を行い、受給者宛に振込通知書を発送する。（申請不要）
- ② 対象となる世帯（2）②及び③の対象者については、7月1日以降に可能な限り

速やかに申請を受付、審査終了後、指定された口座に支給する。（要申請）

- ③ 対象となる世帯（２）④については、住民税情報の判明後、プッシュ型支給対象者として市が把握している児童手当・特別児童手当の入金口座に令和４年７月末までに支給を行い、受給者宛に振込通知書を発送する。（申請不要）
- ④ 対象となる世帯（２）⑤については、住民税情報の判明後、可能な限り速やかに申請の受付を実施し、審査終了後、指定された口座に支給する。（要申請）

（４）周知方法

- ・市ホームページ及び市広報誌７月号で制度内容の周知を行う。
- ・県より、各高校宛に制度内容のチラシを配布予定。

３ 事業費及び事務費

- （１） 事業費 ２３９，６００千円
- （２） 事務費 ４６，０６９千円
- （３） 財 源 全額国庫措置（10/10）